



消費者被害が
増加しています!!

消費生活推進員を募集します

ご自身やご家族、
港北区のみなさんのために、
仲間と一緒に活動しませんか？



横浜市では横浜市消費生活条例第16条に基づき、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を消費生活推進員として市長が委嘱しています。

現在の消費生活推進員の任期満了(令和3年3月31日)に伴い、令和3・4年度の消費生活推進員を募集します。

募集期間: 令和3年2月1日(月)~3月1日(月)

募集要領を確認し、応募用紙に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
書類は港北区役所地域振興課窓口、地区センター等に配架しています。

※港北区HPからダウンロードすることもできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/sumai_kurashi/shohiseikatsu/shouhi.html



担当: 港北区地域振興課地域活動係 消費生活推進員担当
〒222-0032 港北区大豆戸町26-1
電話 045-540-2244 ファックス 045-540-2245